

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 制度の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設された。

本制度は令和7年度に「乳児等通園支援事業」として認可事業化され、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として給付制度化し、全自治体において実施となる。

2 区における実施概要（予定）

- (1) 事業開始時期 令和8年4月
- (2) 対象児童 保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの児童
- (3) 利用可能時間 内閣府令で定める時間（月10時間を予定）
- (4) 実施施設 区内の民間の保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち実施を希望する施設
- (5) 実施方式 余裕活用型（保育所等の空き定員を活用した受け入れ）
- (6) 利用方式 定期利用もしくは柔軟利用または両方の組み合わせ
（各施設において選択）

3 民間施設の認可について

本事業の設備及び運営については、国の定める基準に従い、又は参酌して、区市町村の条例で基準を定めるものとされている。

条例を整備したうえで、区内の民間の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業のうち実施を希望する施設の認可手続きを進める。

4 条例案について

(1) 制定予定条例

台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 主な内容

- ・最低基準の向上（第3条）
- ・非常災害対策、安全計画の策定等（第6条、第7条）
- ・職員の知識及び技能の向上等（第10条）
- ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第11条）
- ・差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止（第12条、第13条）
- ・衛生管理等（第14条）

- ・運営規程、帳簿の整備（第16条、第17条）
- ・秘密保持等（第18条）
- ・乳児等通園支援事業の区分（第20条）
- ・一般型乳児等通園支援事業（第21条～第24条）
- ・余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条、第26条）

(3) 条例制定における区の基本的考え方

原則として、国基準のとおりとする。ただし、次の基準については国基準を上回る設定としている保育所等の認可基準との整合性を図るため、区の独自基準を適用する。

(第21条第2号一般型の設備基準)

国基準	区基準（独自基準）
乳児室 1人につき <u>1.65㎡以上</u>	乳児室 1人につき <u>3.3㎡以上</u>
ほふく室 1人につき 3.3㎡以上	ほふく室 1人につき 3.3㎡以上

5 今後の予定

令和7年 9月下旬	事業者へ実施希望確認
11月1日	条例施行
条例施行後	認可申請開始
令和7年第4回定例会	確認基準条例制定議案提出
	子育て・若者支援特別委員会に報告（認可申請状況等）
令和8年 3月	事業所認可
	予約受付開始
4月	事業実施